

各私立幼稚園設置者様

大阪府教育庁私学課長

令和5年度文部科学省私立学校施設整備補助金の事業募集について(照会)

標記について、文部科学省より事業募集の通知がありましたので、応募される幼稚園におかれては、下記により回答してください。(※応募しない幼稚園は回答不要です。)

記

1. 対象園

学校法人が設置する私立幼稚園(施設型給付園を含む)

※幼稚園型認定こども園については、「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助対象となりません。

2. 対象事業

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(案)に定められる以下の事業。

なお、事業の概要及び要件等については、別添「私立幼稚園施設整備補助金交付要綱」及び「私立幼稚園施設整備費補助金における補助メニューの概要」をご確認ください。

- ・耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断費、防災機能強化
- ・防犯対策工事
- ・新築
- ・増築
定員増に伴う学級数増に伴う増築、36人以上学級の解消のための学級数増に伴う増築、感染症対策に伴う増築
- ・改築
耐震性不足、耐力度点数不足、築年数経過、預かり保育事業等の実施に伴う改築
- ・アスベスト等対策工事
- ・屋外教育環境整備
防音壁設置工事以外については、新增改築と原則同一年度に行われるものに限る
- ・エコ改修事業
- ・内部改修工事
- ・バリアフリー化工事

※預かり保育事業等…子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業(預かり保育事業)及び同号第6号に規定する一時預かり事業(私立幼稚園の施設において行うものに限る。)を指す。

※耐震補強、改築(耐震性不足)については別添「改築(耐震)、耐震補強事業の事業要件、対象経費等について」を参照すること。

3. 応募条件

- ・事業着手(工事契約の締結)していないこと。
- ・令和5年度中に完了する事業であること。
- ・交付要綱(案)等で定められた、補助要件等を満たすこと。

4. 提出について

- ・提出方法: 電子メール
- ・提出先 : shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 小木曾宛
- ・提出期限: **令和5年2月20日(月)17時**
※期限内に提出がない場合は、事業応募なしとみなします。
- ・提出書類: **2点**
【幼稚園番号・幼稚園名】令和5年度事業計画一覧(当初募集)
【幼稚園番号・幼稚園名】令和5年度補助金計算書(予定)
※様式は大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/youchien/tuuchi.html>)よりダウンロードしてください。

※必ず、記入例に記載の注意事項を確認のうえ、入力してください。

※ファイル名には【**幼稚園番号・幼稚園名**】を記入して提出してください。

※メールの件名は「**【幼稚園番号・幼稚園名】令和5年度私立幼稚園施設整備費事業計画(提出)**」としてください。

※メール本文には、「**(1)幼稚園名(2)担当者名(3)連絡先メールアドレスおよび電話番号**」を記載してください。

5. 令和5年度に交付決定する新增改築時の構造別単価【予定】

構造	m ² あたり単価
R、耐S、W	220,500 円
S	199,300 円

6. 補足

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、改築(耐震)、耐震補強事業については、倒壊又は崩壊する危険性が特に高い施設(Is 値 0.3 未満又は Iw 値 0.7 未満)から優先的に採択される予定です。
また、非構造部材(屋根や外壁、天井等)の耐震対策については、建築基準法第 12 条に基づく調査及び点検(以下、「建築基準法点検」という。)又は建築基準法点検と同程度の専門的な点検における項目(特に、災害発生時に落下・倒壊等により人的被害が懸念される項目)に係る耐震対策を実施する事業について優先的に採択される予定です。
- ・改築(築年数経過)については、危険建物の取扱となる年数(構造別の耐用年数)からの経過年数が長い施設から優先的に採択される予定です。事業計画時に築年数が確認できる書類の提出を求めますので正確な値を記入してください。
- ・アスベスト等対策工事については、令和4年度と同様、事業費の下限額は設けません。
- ・ブロック塀等の安全対策に係る工事については、「耐震補強等工事(防災機能強化)」の区分で募集します。
- ・屋外教育環境整備のうち、「防音壁設置工事」については、新築・増築・改築等事業と同一年度に行わない工事であっても補助対象となります。
- ・預かり保育等の実施に伴う事業については、事業計画書提出時に預かり保育等の実施の確認が出来る書類(園児募集要項や子ども・子育て支援法第58条の11第1号に基づき市町村が行う確認の公示等)の提出を求める予定です。
- ・**内定前に事業着手があった場合は補助対象外です。**
- ・**事業着手とは、工事契約の締結のことをさします。**なお、工事契約前の着手金の支払いなど事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当しますので、御留意ください。
- ・**原則、令和5年度内に工事を完了するようにしてください。**

7. 注意事項

※(2)、(3)、(4)、(5)については、過去に会計検査院からも不当事項として指摘されています。必ずご一読ください。

- (1)原則、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定してください。入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定してください。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、理由書(様式自由)に具体的に記入する必要があります。
- (2)補助対象事業については、原則事業区分ごとに採択等を行います。各事業区分で対象となる経費はその目的に沿った整備に係る経費であり、それ以外の経費については補助対象外経費として適切に取り扱ってください。
いずれの事業区分においても、補助金の対象経費となるのは、「本体工事」と本体工事に伴い必要となる「関連工事」です。本体工事は各事業の目的を達成するための施設整備を指し、関連工事は本体工事の施工に係る必要最低限の範囲(現状復旧等)を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。
- (3)補助対象外の工事や補助対象施設とは別の施設の工事とあわせて事業を行う場合は、合理的な方法により総事業費から補助対象事業費を適切に算出してください。
- (4)本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計費や諸経費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上してください。共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことがわかるように示してください。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分してください。
- (5)新築、増築、改築事業における保有面積・建築面積には、壁(腰壁は除く)や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積は含めることができません。

8. 今後の予定等

①文部科学省より事業採択の通知(令和5年4月上旬ごろ予定) ⇒ ②事業計画書提出
⇒ ③文部科学省より内定(予定) ⇒ ④事業着手(工事契約締結)

・この照会への回答をもって、補助金の交付を決定するものではありません。

・今回、事業計画一覧等を提出いただいた後、文部科学省にて事業の確認を行い、事業計画書の提出を求める事業が選定されます。選定された事業については、あらためて事業計画書の提出を依頼します。(選定をもって事業の採択が内定するわけではありません。)
今後下記の書類を提出できるよう、事前に準備をお願いします。

【事業計画書提出時に必要な書類】

現況図面、建築図面、現状写真、対象建物の面積がわかる書面(建築確認申請書、登記簿謄本等)、工事見積書(内訳明細書)、工事工程表、資金計画書、耐震性能判定表、物品カタログ など

※事業計画書の提出期限については、各事業の実施予定時期によって異なります。

事業の実施時期によっては事業計画書の提出依頼から短期間での提出依頼となる場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ 小木曾
電 話:06-6210-9273
メール:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp